

見える化改革報告書 「自然環境の保全・利用」

抜粋版

平成30年11月19日

環 境 局

「自然環境の保全・利用」報告書要旨

1 「見える化」分析の要旨

【国際的な潮流と都の動向】

- 2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、2020年を短期目標とする愛知目標を掲げた。これを受け、都は、2012年に生物多様性地域戦略として「緑施策の新展開」を策定し、様々な取組を進めている。

【自然環境の保全・利用に関する都の取組の実績と評価】

<都市空間における緑の創出>

- 緑化計画書制度等による緑の保全・創出、緑の東京10年プロジェクト等により着実に実施。2013年の都全域のみどり率は50.5%で、2008年からほぼ横ばい。

<既存緑地の保全、希少種の保全>

- 1974年から運用する保全地域制度で、これまで50箇所（約758ha）を指定し、2017年度までに16箇所の保全地域で希少種対策を実施。また、多摩の森林再生について、2017年度までに間伐9,310ha、枝打ち1,907haを実施。

<水質汚濁対策>

- 公共用水域に排出する事業場への規制・指導を着実に進めており、東京湾のCODは環境基準の達成が4水域中1水域に留まるものの、河川のBODは全56水域で環境基準を達成。

<エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進>

- 生態系に配慮した緑化を推進する「江戸のみどり登録緑地」制度を2017年5月に開始したが、東京における緑の質の取組はまだ始まったばかりであり、今後一層の推進が必要。

<外来種対策>

- 2013年度にアライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し区市町村と連携して対策を実施しているものの、生息域は拡大傾向。伊豆大島におけるキョンの推定生息数は横ばいになった。根絶に向けては、更なる対策強化が必要。

<自然環境の保全と適正利用>

- 自然公園では、登山客が増加しトレイルランニングなどその利用形態が多様化。こうした中、2017年5月に東京の自然公園が目指す姿として「東京の自然公園ビジョン」を策定。今後、本ビジョンに基づき、自然公園の豊かな自然環境の保全と利用とのバランスを図った取組を推進していく必要がある。

上記のうち、一層の推進が必要である「生態系に配慮した緑化の推進」や生態系などに影響を及ぼす「外来種等の防除」、利用者の増加や利用形態の多様化を踏まえた「自然公園の利用環境整備等」の3つの取組を中心に分析・検討

2 評価要旨と今後の改革の進め方①

目指す姿と対象事業

エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進

生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する

生物多様性の認知度向上

生態系に配慮した緑化の推進

希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理

野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る

アライグマ・ハクビシン防除

伊豆大島におけるキョン防除

現状

「緑施策の新展開」の策定(2012年5月)

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」:6件(2018年4月末)

捕獲頭数:1,335頭(2016年度)

捕獲頭数:3,541頭(2017年度)

課題

- 生物多様性の認知度向上を図ることを直接目的とした普及啓発は未実施
- 生物多様性保全に積極的な民間企業やNPO等と連携した普及啓発が不可欠

- 事業に着手したばかりであり、その意義や効果の理解が不足
- 知識やノウハウを備えた人材の育成が必要
- 民間企業や業界団体との連携が不可欠

- 生息域が広範囲に渡っていると推定されるが、住宅地、農地、緑地など生息エリアが広く、全体の生息状況の把握は困難
- 捕獲エリアも拡大しており、行政区域を超えた広域的な防除対策が必要

- 島外ハンターを増強し、年間推定増加数相当の3,541頭を捕獲したため、推定生息数は横ばいになったが、キョンの根絶に向けては、更なる捕獲対策の強化が必要

取組の方向性

- 地域戦略の改定プロセスにおいて、生物多様性の認知度向上を図っていく
- 国際協調や民間企業やNPO等とのパートナーシップを重視した官民連携を図っていく

- 生態系に配慮した緑化に取り組む考え方や導入の効果などを分かり易く紹介し、その普及を促進
- 実務的な講習会の開催や関連業界との連携を通じて、人材育成を図っていく

- 緑地における生息分布等を把握して区市町村の取組につなげていく
- 捕獲主体である区市町村への技術的支援を強化する
- 農作物獣害防止対策を行う市町村に対し、住宅地における防除対策への参加を働きかける

- 根絶に向けて、中長期的な対策の検討を行い、捕獲圧力を強化する
- 銃器による捕獲強化に必要な補助柵や、市街地におけるワナへの誘導柵の設置を拡充する
- 有識者の意見を踏まえて効果的な捕獲手法を検証し、対策に反映させる

2 評価要旨と今後の改革の進め方②

目指す姿と対象事業

自然環境の保護と適正利用の推進

「自然公園ビジョン」の実現に向けた施策展開

地元関係者との目標共有・連携

植生回復や外来種対策等、積極的な環境保全・再生

安全・安心・快適な利用環境の確保

民間事業者やボランティア等、多様な主体との連携

「自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する」

「世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける」

現状

課題

取組の方向性

管理運営協議会の設置:2地区
管理運営計画の策定:1地区

• 利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者との目標共有、理解と協力を得た取組が必要

• 高尾・陣場地区では、管理運営協議会の場を活用して、イベントやPR等を地域との協働で実施する
• 協議にあたり、地区全体を視野に議論すること、各々の立場から解決策を提案することを徹底する

ノヤギ駆除等、小笠原諸島における外来種対策を実施

• 在来種の植生回復に向けては、ノヤギ駆除後の状況を踏まえた更なる対応が必要

• 父島でのノヤギ駆除を継続する
• ノヤギを駆除した他島では、外来植物や外来ネズミの駆除を行い、在来植生や海鳥等の生育環境の回復を図る

自然公園施設の整備・維持管理；トイレの洋式化率75%

• 外国人旅行者が増加する中で、利用者から要望の多いトイレの洋式化は、2020東京大会までに実施することが必要
• 障がい者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要

• 誰もが快適に自然公園を利用できるよう、洋式トイレや多言語標識を計画的に整備する
• 関係者の意見も聞きながら、先進事例等の調査や障がい者登山等のケーススタディーを実施する

民間事業者等との連携:協定締結3社

• 連携の継続や拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

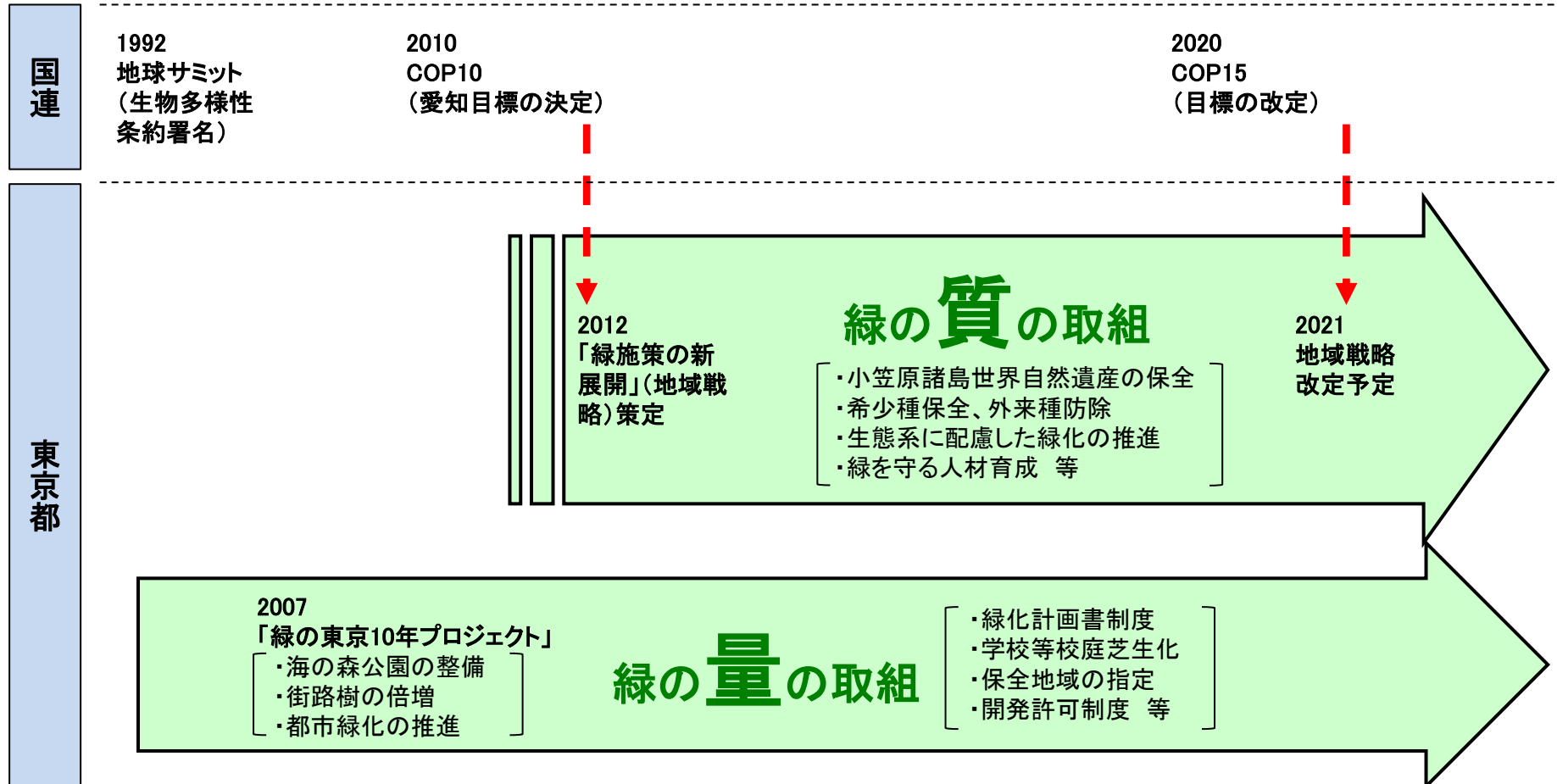
• HPやビジターセンター等施設における連携事業・協力事業者の紹介や物販・イベント開催機会の拡充等により、民間事業者等の連携モチベーションの向上を図る

「自然環境の保全・利用」に関する目標と進捗状況

政策	施策	項目	目標	進捗状況
自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	緑の創出 生物多様性の保全・	あらゆる都市空間における緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化計画書制度における緑の創出(屋上等緑化): 約209ha(2001年度~2016年度累計) ・ 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」: 6件(2018年4月末) ・ 対策実施済みの保全地域: 16地域(2017年度末) ・ 捕獲頭数: アライグマ・ハクビシン1,335頭(2016年度)、キョン3,541頭(2017年度) ・ 自然体験活動参加者数: 延べ12,416人(2017年度末) ・ 東京の自然公園が目指す姿として「東京の自然公園ビジョン」を策定(2017年5月) ・ 小笠原諸島における外来種対策・植生回復(ノヤギ、外来植物駆除等) ・ 生物多様性についての理解度: 24.6%(2014年 都民生活に関する世論調査)
		エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息空間を拡大する 	
		保全地域や既存緑地等における緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保全地域において希少種対策を強化する(2024年度に全地域) 	
		希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る 	
	環境整備と裾野の拡大 生物多様性の保全を支える	多様な主体の参画による自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保全地域等での自然体験活動参加者数 延べ3万3千人(2024年度) 延べ5万人(2030年度) 	
		自然環境の保護と適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自然公園の潜在的な魅力を掘り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する ▶ 世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける 	
		環境学習や普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境学習や体験活動の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発する 	
		水質汚濁対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海域のCODの環境基準100%達成 ▶ 河川のBODの環境基準100%継続(いずれも2020年度) 	
確保 良質な水環境の向上	水環境の向上	水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地下水の保全と適正利用のバランスのとれた管理方策を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準の達成状況(2016年度): 海域のCOD 25%(1海域/4海域中)、河川のBOD 100%(56水域/56水域中) ・ 地盤沈下は沈静化しつつあり、地下水位は全体として回復傾向にあるが、過剰な揚水により再び沈下が進行する可能性がある

世界の潮流と都の動向

- 都は「緑の東京10年プロジェクト」に基づき、緑の量を増やす取組を推進してきた。一方で、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で愛知目標(計画期間:2011年から2020年まで)が決定されたことを踏まえて、都は2012年に生物多様性地域戦略となる「緑施策の新展開」を策定し、これまでの緑の量を増やす取組に加え、緑の質を高める取組を推進してきた。2020年にはCOP15が開催され、愛知目標の改定が予定されていることから、国際的な動向を踏まえながら、都の地域戦略の改定や施策の見直しを行っていく予定である。



第2章の概要 都の取組の体系

- 生物多様性保全の取組を加速させるための「生物多様性に配慮した緑化」や生態系などに大きな影響を及ぼす「外来種等の防除」、利用者の増加や利用形態の多様化を踏まえた「自然公園利用環境の整備等」を中心に環境基本計画に基づく以下の体系により、都の取組を点検・評価

政策	施策	項目	実施事業
自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	緑の創出 生物多様性の保全・	あらゆる都市空間における緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化計画書制度における緑の創出、学校等校庭芝生化 等 ・ 花の都プロジェクト、花と緑による緑化推進
		エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性地域戦略の策定、多様な主体の参画によるエコロジカル・ネットワーク構築の推進(在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」) 等
		保全地域や既存緑地等における緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全地域の公有化・希少種対策、開発許可 等 ・ 多摩の森林再生(森林の間伐、水の浸透を高める枝打ち) 等
	環境整備と裾野の拡大 生物多様性の保全を支える	希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ レッドリスト、危険な外来生物 等 ・ アライグマ・ハクビシン防除、伊豆大島におけるキョン防除、鳥獣保護・狩猟取締 等
		多様な主体の参画による自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京グリーン・シップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム、保全地域体験プログラム 等
		自然環境の保護と適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の状況の把握と情報収集・分析、植生回復・外来種対策等の環境保全・再生(自然保護指導員) 等 ・ 地元関係者との目標共有・連携、人と自然の繋がりの再生(エコツーリズムの推進) 等 ・ 安心・安全・快適な利用環境の確保(自然公園の整備・管理)、東京の豊かな自然の魅力や価値の発信、民間事業者やボランティア等多様な主体との連携 等
確保 良質な水環境の	水環境の向上	水質汚濁対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制等の着実な実施(公共用水域の水質監視、水質汚濁防止に係る規制指導) 等
		水循環の再生と水辺環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水揚水規制、温泉掘削許可、水辺環境の向上(清流復活事業) 等

第2章の概要 点検・評価

- 都の取組の点検・評価の結果、以下のとおり、課題を取りまとめた。

政策	施策	これまでの実績と評価	今後の課題
<p>自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承</p>	<p>生物多様性の保全・緑の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発許可制度や緑化計画書制度等による緑の保全・創出、緑の東京10年プロジェクト等により着実に実施。2013年の都全域のみどり率は50.5%で、2008年からほぼ横ばい。 <u>生態系に配慮した緑化を推進する「江戸のみどり登録緑地」制度を2017年5月に開始したが、東京における緑の質の取組はまだ始まったばかりであり、今後一層の推進が必要。</u> 1974年から運用する保全地域制度で、これまで50箇所(約758ha)を指定し、2017年度までに16箇所の保全地域で希少種対策を実施してきた。また、多摩の森林再生について、2017年度までに間伐9,310ha、枝打ち1,907haを実施してきた。 <u>2013年度にアライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し、区市町村と連携して対策を実施。アライグマ・ハクビシン1,335頭(2016年度)を捕獲しているものの、生息域は拡大傾向。伊豆大島のキョンについては、年間推定増加数に相当する3,541頭(2017年度)を捕獲したため、推定生息数は横ばいになった。根絶に向けては、更なる対策強化が必要。</u> <p>生物多様性の保全と裾野の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、NGO/NPO、大学等とのパートナーシップによる緑地保全活動に加え、都民が参加しやすい保全体験プログラムを提供してきた。保全地域等での自然体験活動参加者数は、2017年度末で延べ12,416人に上り、目標達成に向け、着実に実施している。 <u>自然公園では、登山客が増加し、トレイルランニングなどその利用形態が多様化している。こうした中、2017年5月に「東京の自然公園ビジョン」を策定し、東京の自然公園が目指す姿を打ち出したところ。今後、本ビジョンに基づき、自然公園の豊かな自然環境の保全と利用とのバランスを図った取組を推進していく必要がある。</u> 環境学習や普及啓発に関しては、各施設でのパネル展示や民間との連携、レッドデータブックなどウェブを通じた普及啓発など、様々な場面で自然の大切さや生物多様性保全への都民の理解を促進している。 	<p>今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体との連携による生態系に配慮した緑化(緑の質の向上)の取組の更なる推進が必要である。 生態系などに大きな影響を及ぼすアライグマ・ハクビシン及びキョンの防除に向けた一層の取組を進める必要がある。 利用者層や利用形態の多様化に対応した利用環境の整備や、地元や民間事業者など多様な主体と連携した取組を進める必要がある。 	
<p>良質な水環境の確保</p>	<p>水環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用水域に排出する事業場への規制・指導を着実に実行しており、東京湾のCODは環境基準の達成が4水域中1水域に留まるものの、河川のBODは全56水域で環境基準を達成している。 法令に基づき、揚水規制を行いながら、地下水の実態を様々な角度から検証している。また、水量が著しく減少した都市河川や水路に下水の高度処理水を導水し、水辺環境の維持、回復に努めている。 	<p>※「これまでの実績と評価」の太字下線部分について検討していく</p>	

「江戸のみどり登録緑地」

- 東京に昔から生育している植物を植えたり、生きものの生息に適した環境づくりに取り組む民間緑地を登録

【登録緑地の例】



三井住友海上駿河台ビル
及び駿河台新館



ビオガーデン
「フジクラ 木場千年の森」



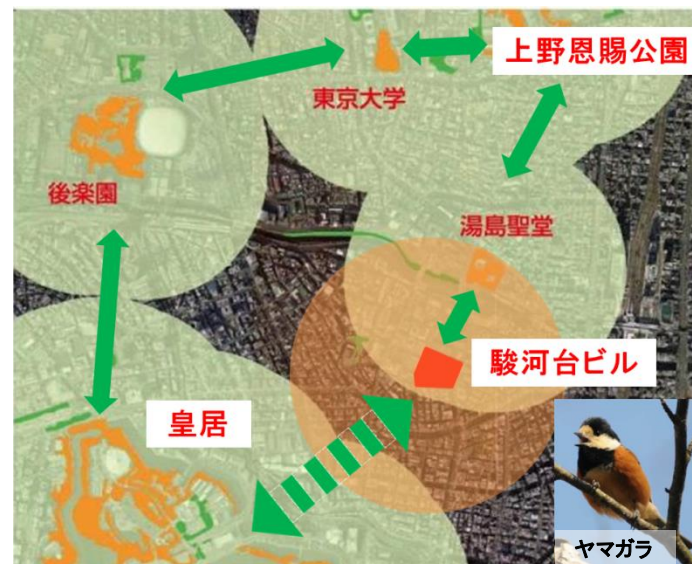
アークヒルズ 仙石山森タワー

【駿河台ビルの取組例】

- 野鳥が食べる、実をつける樹木を植栽
- 野鳥の水浴び場所となる、バードバスを設置



- 皇居と上野公園を結ぶ、新たなエコロジカル・ネットワークを形成

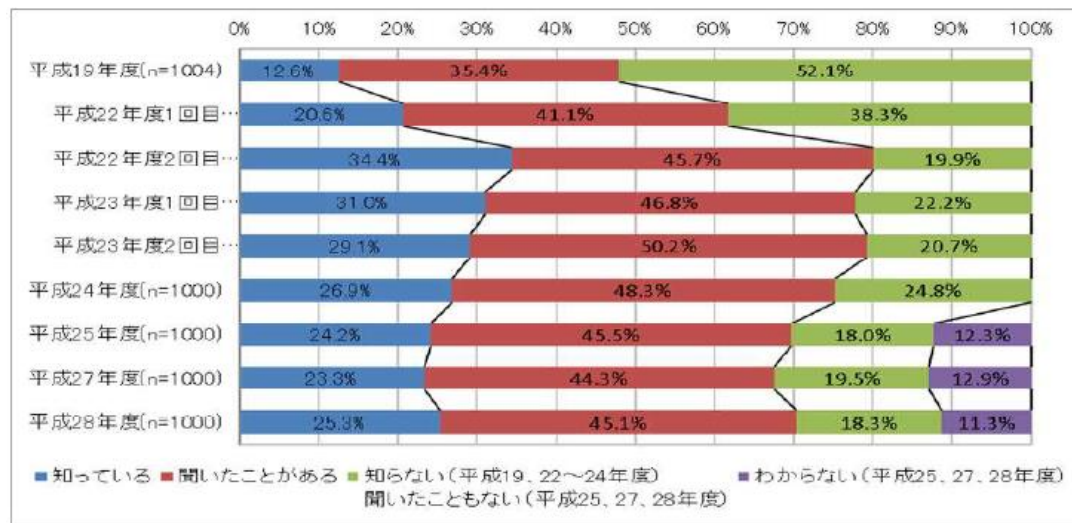


野鳥のエコロジカル・ネットワーク

全国*における「生物多様性」の認知度

COP10 開催(平成22[2010]年度2回目)以降、「生物多様性」の認知度は低下傾向にあったが、平成27[2015]年度から平成28[2016]年度にかけて認知度は微増している。

平成28[2016]年度では、「聞いたことがある」を含めて約70%が認知している。



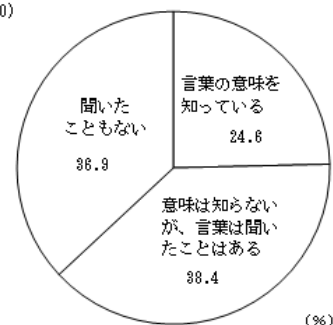
*全国・20歳以上の男女(無作為抽出)

資料: 環境省「平成28年度生物多様性認知度等調査(インターネット調査)」の結果

東京*における「生物多様性」の認知度

「生物多様性」に対する都民の認知度は、「聞いたことはある」を含めて平成26(2014)年度時点で63%となっている。なお、「言葉の意味を知っている」と回答した割合は、4分の1にとどまっている。

(n=1,850)



*東京都全域に住む満20歳以上の男女個人

資料: 都民生活に関する世論調査(2014年8月 東京都生活文化局)

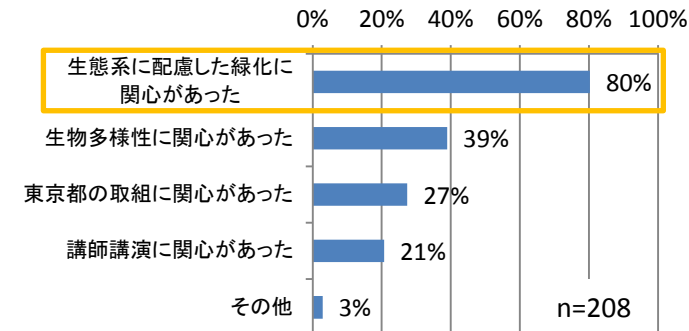
「生物多様性」について「知っている」人の割合が、全国・東京ともに25%に止まっており、生物多様性に対する都民の認知度の向上が必要

「生態系に配慮した緑化のための講習会」アンケート結果

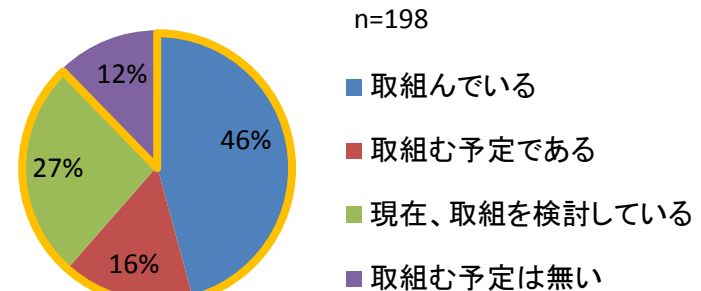
- 2017年度 4回開催（2018年1月～2月）
- 参加者：設計者、緑地管理者、ゼネコン、行政など 約250名

「生態系に配慮した緑化」に関心がある参加者が多かった

＜参加した目的について、教えてください（複数回答可）＞



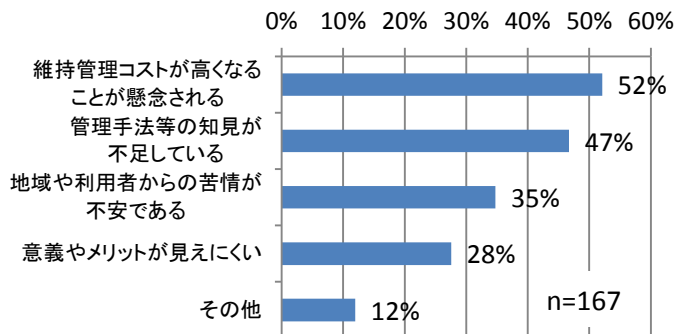
＜「生態系に配慮した緑化」の取組状況を教えてください＞



関心が高いにもかかわらず・・・

具体的な管理手法等、現場の知見やコスト、メリット等の情報が不足していると感じている

＜「生態系に配慮した緑化」に取り組むにあたり具体的な課題があれば教えてください（複数回答可）＞



＜講習会に関する要望・取り上げてほしいことなど（自由意見）＞

- ・具体的な管理手法、取組事例、工夫例（成功例、失敗例など）
- ・現場見学の実施
- ・生態系に配慮した緑化の取組とコストとのバランスや従来の管理手法とのコスト面での比較
- ・生態系に配慮した緑化に取り組むことで得られる効果をビル事業者などに説明できるデータ（取り組む側のメリットがわかる事業者のコメントなど）

生態系に配慮した緑化に関心がある、または取り組んでいる事業者等の52%が維持管理のコストに不安を持ち、47%が管理手法の情報が不足していると感じており、緑化の手法やコストとのバランスなど一層の情報提供が必要

(1) エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進

- 国及び世界の動向を踏まえて生物多様性地域戦略を改定するとともに、生態系に配慮した緑化の理解と促進を図り、事業者による現場での取組を促進する

現状の都の取組	課題	今後の取組
<p>1 生物多様性地域戦略 (1) 「緑施策の新展開」の策定(2012年5月) ・「緑の量」を確保する取組とともに、生物多様性の保全など「緑の質」の向上にも重点</p> <p>(2) 生物多様性の認知度向上に関連する取組 ・「花と緑の東京募金」を通じた機運醸成、等</p> <p>2 生態系に配慮した緑化の推進 (1) 生態系に配慮した緑地の拡大 ・在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」: 6件(2018年4月末)</p> <p>(2) 人材育成・普及啓発 ・生態系に配慮した緑化講習会の実施: 4回(2017年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの都の取組では、様々な事業の中で生物多様性に関連する普及啓発は実施してきたが、生物多様性の認知度向上を図ることを直接目的とした普及啓発は未実施 ・生物多様性の認知度向上には、生物多様性保全に積極的な民間企業やNPO等と連携した普及啓発が不可欠 ・生態系に配慮した緑化の普及啓発は2017年度に着手したばかりであり、緑化の意義や効果の理解は進んでいない。 ・生態系に配慮した緑地の整備や維持管理に関する知識やノウハウを備えた人材の育成が必要 ・生態系に配慮した緑地の拡大には、民間企業や業界団体との更なる連携が不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域戦略の改定プロセスにおいて企業や都民等の関心を高め、生物多様性の認知度向上を図っていく ・地域戦略の改定にあたっては、国際協調や民間企業やNPO等とのパートナーシップを重視した官民連携を図っていく ・「江戸のみどり登録緑地」の登録・公表を通じて、生態系に配慮した緑化に取り組む考え方や導入の効果などを分かり易く紹介し、その普及を促進する ・緑地の設計や管理に携わる事業者を対象に、「江戸のみどり登録緑地」の現地見学や導入メリットや管理のノウハウを情報交換するなど、実務的な講習内容を取り入れていく ・造園建設業界や設計コンサルタント業界と連携し、生態系に配慮した緑化の設計や施工、管理に関わる人材育成プログラムの立ち上げに向けた検討を進める

アライグマ・ハクビシン防除：実施体制

【東京都】

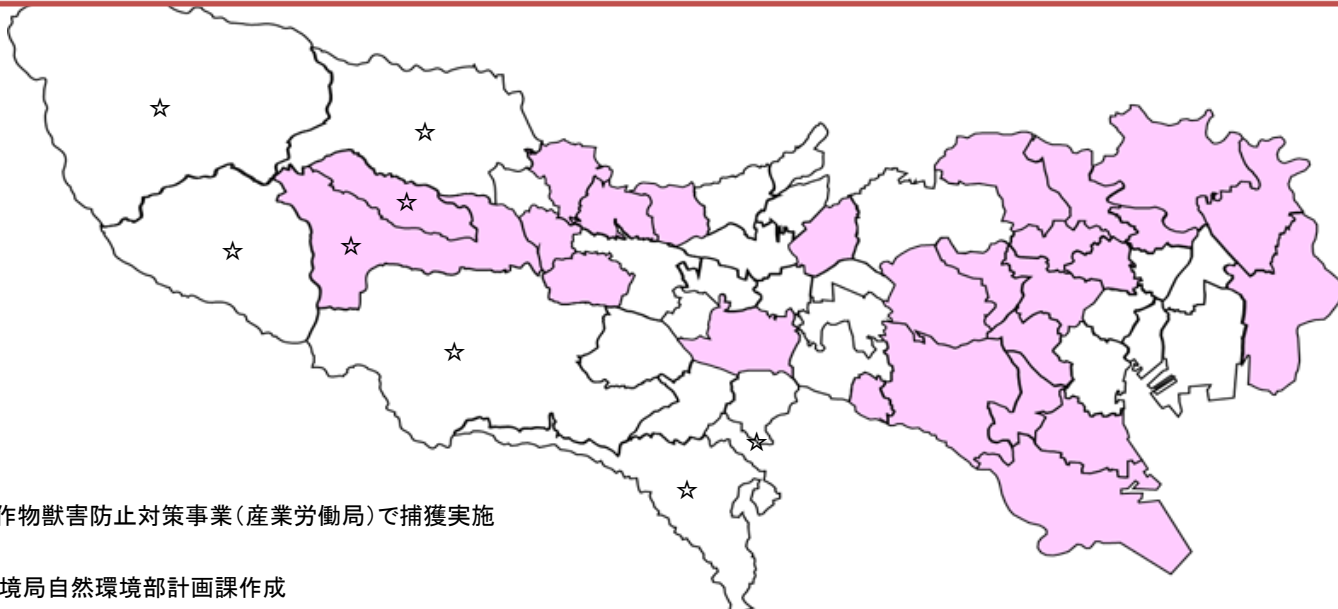
- 2013年12月、東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定
- 区市町村への技術的助言、事業費に対する補助等を実施

連携して対策を実施

【区市町村】

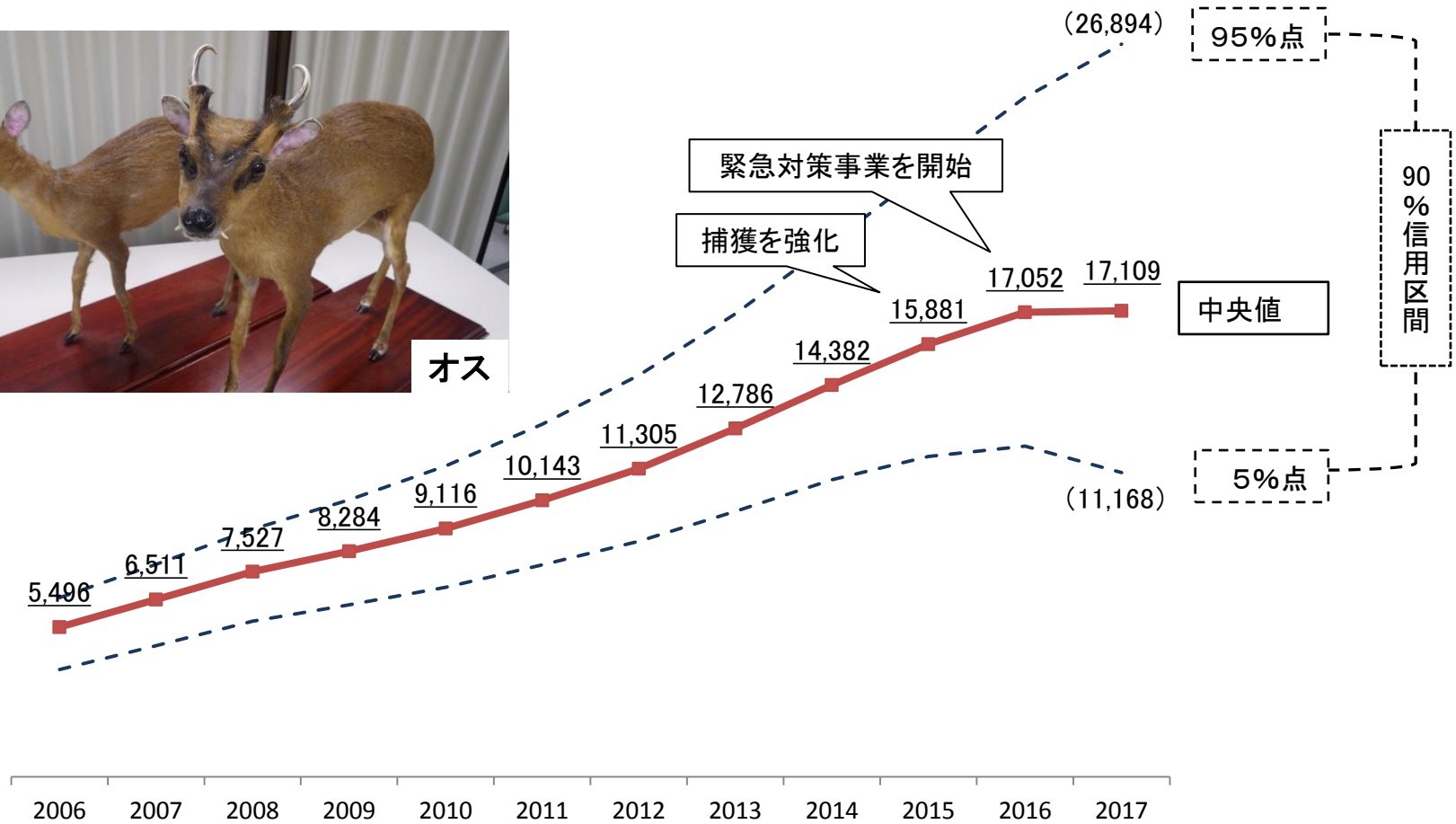
- 外来種防除対策を実施
- 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づく捕獲実施自治体：26区市町村(2017年度末)

新宿区・文京区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・足立区・葛飾区・江戸川区・府中市・昭島市・福生市・狛江市・東大和市・武蔵村山市・あきる野市・西東京市・瑞穂町・日の出町



- 防除実施計画に基づく捕獲実施自治体は26区市町村に増加しているが、捕獲エリアも拡大しており、行政区域を超えた広域的な防除対策が必要
- なお、未実施自治体においては、担当部署がない、対策の必要性を感じない、人員や経費不足等が取り組まない理由であると推測

伊豆大島におけるキョン防除： 階層バイズモデルによるキョンの生息数推定(単位:頭)



出典:東京都環境局自然環境部計画課作成

- 年間推定増加数(中央値)相当の3,541頭を捕獲したため、増加に歯止めがかかり推定生息数は横ばいになった
- 根絶に向けて、中長期的な対策の検討を行い、土地利用や地形に応じた捕獲手法を検証し、捕獲対策に反映

(2) 希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理

- 区市町村の取組を促してアライグマ・ハクビシン防除対策を強化するとともに、捕獲圧力の増強と効果的な捕獲手法の検証により伊豆大島におけるキョンの防除対策を強化する

現状の都の取組	課題	今後の取組
<p>1 アライグマ・ハクビシン防除(2013～):捕獲頭数 1,335頭(2017)</p> <p>(1) 技術的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡会 ・技術講習会 ・担当者意見交換会 <p>(2) 財政的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村との連携による地域環境力活性化事業(2分の1補助) <p>2 伊豆大島におけるキヨン防除(2006～):捕獲頭数 3,541頭(2017)</p> <p>(1) 高密度地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柵で囲った中で銃器等による捕獲を実施 <p>(2) 開放地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器、張り網、ワナによる捕獲を実施 <p>(3) 市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワナによる捕獲を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ・ハクビシンとも、捕獲数は右肩上がり増加し、捕獲エリアが広がっていることから、生息域も広範囲に渡っていると推定されるが、住宅地、農地、緑地など生息するエリアが広く、全体の生息状況の把握は困難 ・防除実施計画に基づく捕獲実施自治体は26区市町村に増加したが、捕獲エリアも拡大しており、行政区域を超えた広域的な防除対策が必要 ・島外ハンターを増強し、年間推定増加数(中央値)相当の3,541頭を捕獲したため、増加に歯止めがかかり推定生息数は横ばいになった。キョンの根絶に向けては、更なる捕獲対策の強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地や農地での対策は実施されていることから、緑地における生息状況調査を行い、生息分布等を把握して、区市町村の取組につなげていく ・捕獲主体である区市町村の取組段階に応じた情報収集・提供を行い、技術的支援を強化する ・農作物獣害防止対策で捕獲実施している市町村等に対しても、住宅地における防除対策への参加を働きかける ・根絶に向けて、中長期的な対策の検討を行い、銃器等による捕獲圧力を強化する ・銃器による捕獲強化に必要な補助柵や、市街地におけるワナへの誘導柵の設置を拡充する ・検討委員会等での有識者の意見を踏まえて、土地利用や地形に応じた効果的な捕獲手法を検証し、捕獲対策に反映させる

地元関係者との目標共有・連携： 自然公園の土地所有区分

- 自然公園は、都の土地所有を原則とせず、国有地や公有地だけでなく、民有地を含む区域を指定するもの。
- 東京の自然公園は、区域の約56%が私有地であり、自然環境の保全を図るには、土地所有者等の理解と協力が不可欠。

● 自然公園の土地所有区分(上段:面積(ha)、下段:割合(%))

区分	名称	土地所有区分※					備考
		国有地	公有地	私有地	調査未了	合計	
国立	秩父多摩甲斐	406 (1.2)	10,349 (29.3)	24,543 (69.5)	—	35,298 —	東京都のみ
	富士箱根伊豆	878 (3.2)	11,526 (41.9)	15,095 (54.9)	—	27,499 —	東京都のみ
	小笠原	5,404 (81.5)	291 (4.4)	934 (14.1)	—	6,629 —	
国定	明治の森高尾	452 (58.7)	70 (9.1)	248 (32.2)	—	770 —	
都立	滝山	439 (4.5)	801 (8.3)	4,043 (41.7)	4,403 (45.5)	9,686 —	
	高尾陣場						
	多摩丘陵						
	狭山						
	羽村草花丘陵						
	秋川丘陵						
全体		7,579 (9.5)	23,037 (28.8)	44,863 (56.2)	4,403 (5.5)	79,882 —	

出典：「東京の自然公園ビジョン」東京都環境局自然環境部 作成

近年の利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者と目標を共有し、理解と協力を得ながら取り組むことが必要

小笠原の豊かな自然の積極的保全・再生： ノヤギ駆除

● 植生回復・海鳥の生息環境回復に向けたノヤギ駆除



【裸地化による土壌の流出】



【食害による固有種の減少】



【ノヤギの群れ(父島)】



【ノヤギの排除状況】

	島名	島面積(ha)	開始年度	終了年度	期間	排除数合計(頭)
聳島列島	媒島	137	1997	1999	3年	417
	嫁島	62	2000	2001	2年	81
	聳島	256	2000	2003	4年	940
父島列島	西島	49	2002	2003	2年	41
	兄島	787	2004	2007	4年	387
	弟島	520	2008	2010	3年	302
	父島	2,379	2010	継続中	5年～	2,770

● ノヤギ駆除後の変化と課題



【2007年4月 兄島北端部】



【2013年2月 兄島北端部】

- ・ノヤギ駆除後には、まず、モクマオウ等、外来植物による植生が復活
- ・ただし、クマネズミ等の外来ネズミがいる島では、植生回復に大きな遅れ
(父島においては、ノヤギ駆除を継続中)

- ・ノヤギ駆除により植物の生育環境は改善したが、外来植物の侵入が早く、在来植生の回復には外来種対策が不可欠
- ・聳島列島ではクマネズミ等が繁殖しており、海鳥等の生育環境確保には外来ネズミの駆除が必要

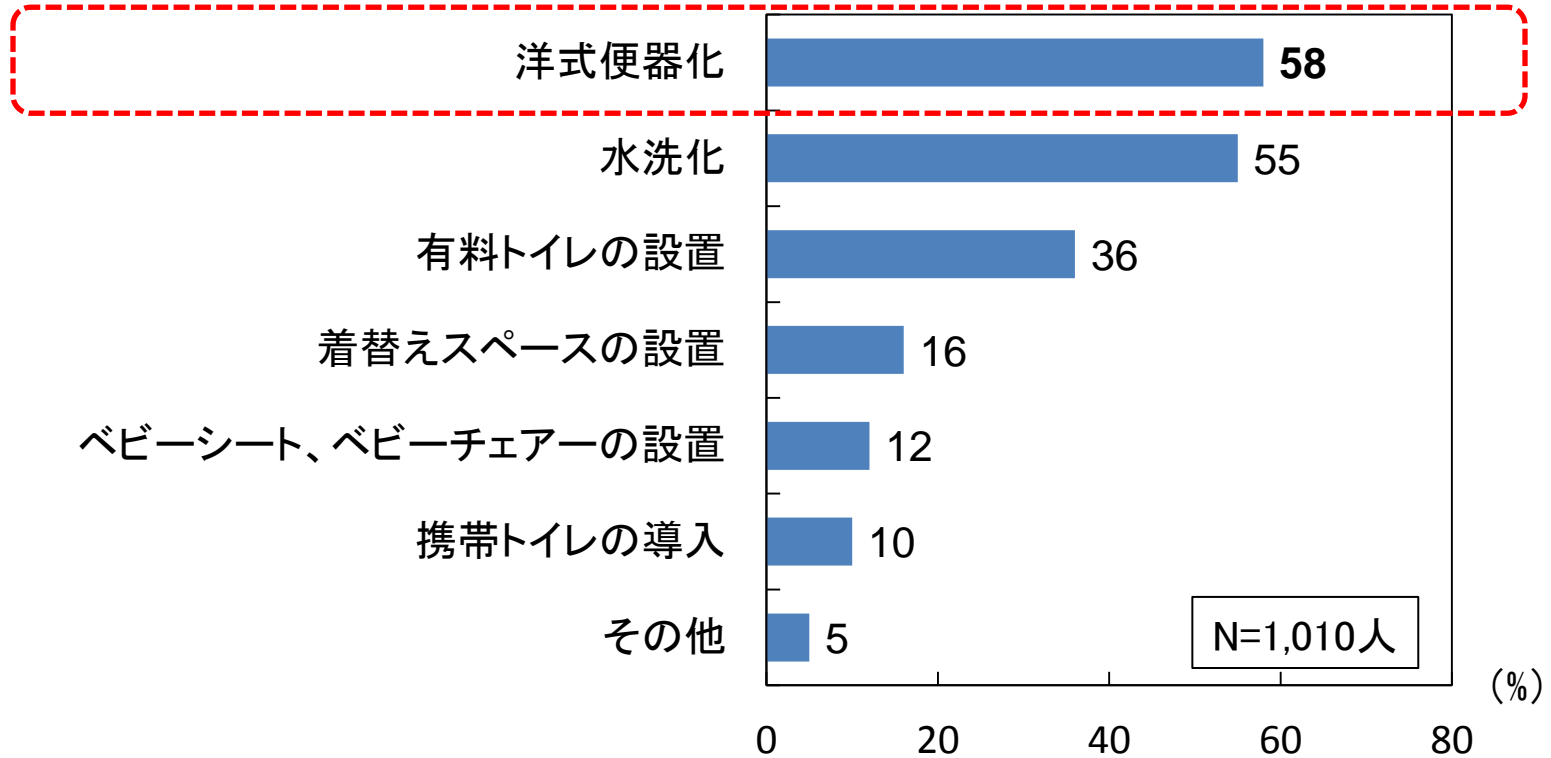
(3) 自然環境の保護と適正利用の推進

- 「自然公園ビジョン」の実現に向けた各種施策を展開する(「地元関係者との目標共有・連携」「植生回復や外来種対策等、積極的な環境保全・再生」「安全・安心・快適な利用環境の確保」「民間事業者やボランティア等、多様な主体との連携」)

現状の都の取組	課題	今後の取組
1 自然環境の保護		
(1) 地種区分に応じた許認可制度の運用		
(2) 地元関係者との目標共有・連携		
<ul style="list-style-type: none"> ・高尾・陣場地区における管理運営協議会の設置、管理運営計画の策定 ・御岳山・日の出山地区における管理運営協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の多様化等による環境負荷の軽減を図るなど、良好な自然環境や景観を維持するには、地元自治体や土地所有者等、域内の関係者との目標共有、理解と協力を得た取組が必要 ・協議にあたっては、協議会に参加する各構成員が各々立場が異なる主体であることを認識し、互いの意見を尊重することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・高尾・陣場地区では、管理運営協議会の場を活用して情報共有・連携を図り、イベントやPR等を地域との協働で実施する ・管理運営計画は、公園計画の改定にあわせ適宜見直していく ・協議にあたり、地区全体を視野に議論すること、問題提起にとどまらず各々の立場から解決策を提案することを徹底し、方向性を共有する
(3) 世界自然遺産小笠原諸島における積極的な環境保全・再生		
<ul style="list-style-type: none"> ・規制による保護のみならず、ノヤギなど外来種の駆除等、積極的に手を加える保全事業により、固有種の保全や在来植生の回復を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノヤギ駆除により植物の生育環境は改善してきたが、外来植物の侵入が早く、在来植生の回復には外来種対策が不可欠 ・聳島列島ではクマネズミ等が繁殖しており、海鳥等の生育環境確保には外来ネズミの駆除が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・父島でのノヤギ駆除を継続する ・ノヤギを駆除した他島では、外来植物の駆除を行い、在来植生の回復を図る ・クマネズミ等が生息する聳島列島では、外来植物の駆除に加えて、外来ネズミの駆除を行い、海鳥等の生育環境の回復を図る

安全・安心・快適な利用環境の確保： 都民ニーズの高いトイレの洋式化

- 自然公園利用者アンケート「便所施設に関する要望(望ましいことを7項目から3項目まで選択)」の結果、**58%**が「洋式化」を要望(第1位)



出典：自然公園ビジョン(自然公園の管理運営に関するアンケート(2015(年度)))

- ・近年、自然公園の利用者層や利用形態が多様化しており、これらに対応した施設整備が必要
- ・特に、外国人旅行者が増加する中で、自然公園利用者から要望の多いトイレの洋式化や案内板等の多言語化は、インバウンド対策の一つとして、2020東京大会までに実施することが必要

安全・安心・快適な利用環境の確保： 自然公園における多様な利用者の来訪支援

- 障がい者をはじめ、多様な利用者が快適に利用できるよう、自然公園施設のユニバーサルデザイン化等を推進

【これまでの取組事例】



誰でもトイレ
(高尾山頂)



スロープ
(新島)



身障者用バス
(山のふるさと村)



五感で感じるネイチャーフィーリング
(小峰、奥多摩ビジターセンター)

- バリアフリー化などのハード対策に加え、多様な利用者がその素晴らしさを体感できる自然公園を目指すことが必要
【取組のイメージ】



視覚障がい者の登山



車いすでの自然公園の散歩

安全・安心・快適な利用環境の確保により、自然公園を内外の多くの人が訪れやすい観光資源として活用していくことが必要

民間事業者等多様な主体との連携： 連携の拡大

- 指定管理者制度の導入(2006年度～)
 - ・「公の施設」(山のふるさと村、海のふるさと村等の宿泊施設や各ビジターセンター等)の管理運営について、事業者のノウハウを活かせる指定管理者制度を導入(2006年度から6施設に導入、2018年度現在11施設に拡大)
 - ⇒管理運営の効率化、ビジターセンターの夏季イベント時の夜間開館など利用者サービスの向上に寄与
- 東京都レンジャー活動に対する民間からの支援(2004年度～)
 - ・被服物資等の支援企業を公募、審査し、協定を締結
 - ⇒連携事業の対象が限定的であり広がりがみられないことから、新規参入がなく、現在1社のみ(靴の提供)

民間事業者等の事業の普及啓発と自然公園支援をセットにすることにより、民間事業者等と自然公園利用者等の双方にメリットがあるよう連携事業の対象を拡大

- 民間事業者との協定に基づく連携事業の実施(2016～)
 - ⇒2018年度現在3社と連携協定を締結済、自然公園におけるボランティア活動や事業PRについて連携効果を発揮



《ボランティア等活動支援》

- ・制帽の提供
- ・活動時の飲料提供 等



《自然公園イベント開催協力》

- ・協賛協力
- ・ノベルティグッズの提供

東京の自然公園
八丈植物公園 光るきのこ 無料観覧会

×
きのこの山

週末・お盆限定で、観覧会参加者に「きのこの山」をプレゼント
※詳しくは、八丈ビジターセンターHP、東京都自然公園HPをご覧ください

SNSで、みんなに拡散してお！
Twitter, Facebook, Instagramなどに投稿してね

光るきのこ観覧会
(八丈島)における配布

meiji 明治チョコスナック ぽっぴとおいき

きのこの雲取山
2017m

東京都監修

東京都には自然がいっぱい!

明治チョコスナック
きのこの三頭山
1531m

東京都監修

コラボパッケージの制作、配布

ただいま **9** 合目!

連携の継続や拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

(3) 自然環境の保護と適正利用の推進

現状の都の取組

2 適正利用の推進

(1) 安全・安心・快適な利用環境の確保

- ・自然公園施設の整備・維持管理(登山道約334km、トイレ126棟、ビジターセンター—8か所等)
- ・トイレの洋式化率:75%(2017)

(2) 民間事業者等多様な主体との連携

- ・指定管理者制度の導入:11施設(2018)
- ・民間事業者との連携協定の締結:3社(2018)

(3) 独自制度による自然の保護と利用の両立

- ・東京都版エコツーリズム:小笠原南島・母島、御蔵島
- ・東京都レンジャー:多摩地域、小笠原諸島

課題

- ・利用者層や利用形態の多様化に対応した施設整備が必要
- ・外国人旅行者が増加する中で、利用者から要望の多いトイレの洋式化は、インバウンド対策の一つとして、2020東京大会までに実施することが必要
- ・障がい者をはじめ多様な利用者の来訪支援が必要
- ・自然公園の魅力向上に向けて様々な事業を展開するには、民間活力の導入が有効であるが、連携の継続や拡大には、民間事業者にとっても自然公園事業との連携が魅力的であることが不可欠

今後の取組

- ・誰もが快適に自然公園を利用できるよう、洋式トイレや多言語標識を計画的に整備する
- ・トイレの洋式化については、電気設備等、技術的に可能な箇所について2020年までに8割完了を目指す
- ・関係者の意見も聞きながら、先進事例等の調査や障がい者登山等のケーススタディーを実施する
- ・HPやビジターセンター等施設における連携事業・協力事業者の紹介や物販・イベント開催機会の拡充等により、民間事業者等の連携モチベーションの向上を図る
- ・多様な事業者との連携が可能となるよう、自然環境調査の実施等、PR以外の対象事業についても連携を拡大していく
- ・民間事業者等の連携ニーズの把握に努め、新規の連携協定締結先の獲得に向けて調整していく